

茨城県報

昭和三十四年三月二十七日

号 外

目 次

条 例

○風俗営業等取締法施行条例……………一

ページ

条

例

風俗営業等取締法施行条例を公布する。

昭和三十四年三月二十七日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県条例第一号

風 俗 営 業 等 取 締 法 施 行 条 例

風俗営業取締法施行条例（昭和二十三年茨城県条例第四十八号）の全部を改正する。

目 次

第一章 通 則（第一条―第三条）

第二章 許可及び届出（第四条―第十四条）

第三章 許可の基準（第十五条―第十八条）

第四章 構造設備の基準（第十九条・第二十条）

第五章 営業の基準（第二十一条―第二十六条）

第六章 営業行為の基準（第二十七条―第二十九条）

第七章 飲食店営業の深夜における業態についての制限（第三十条）

付 則

第一章 通 則

（営業の種類別）

第一条 風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）

第一条の営業を、その業態により次のとおり区分する。

一 第一号に属するもの。

キャバレー

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせるもの。

二 第二号に属するもの。

芸、その他の遊芸人を招致又はあつ旋して客に遊興又は飲食をさせるもの。

ロ 料理店

主として和風設備の客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの。(簡易料理店を除く。)

ハ カフェー

主として洋風設備の客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの。(簡易料理店を除く。)

ニ 簡易料理店

小規模の開放的な客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせるもの。

三 第三号に属するもの。

ナイトクラブ

設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるもの。

四 第四号に属するもの。

イ ダンスホール

設備を設けて客にダンスをさせるもの。(ダンス教授所を除く。)

ロ ダンス教授所

設備を設けてダンス教師の指導により客にダンスをさせるもの。

五 第五号に属するもの。

甲 種喫茶店・バー

設備を設けて客に飲食をさせる営業で、法第一条第五号の規定に基く総理府令で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス(未点灯地域にあつては、三ルクス)以下として営むもの。

六 第六号に属するもの。

乙 種喫茶店・バー

設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見とおすことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの。

七 第七号に属するもの。

イ 遊技場

まあじやん遊技場、ばちんこ遊技場、スマートボール遊技場、射的遊技場その他設備を設けて主として成年者を対象として射幸心をそそる虞のある遊技をさせるもの。

ロ 遊戯所

輪投遊戯所その他設備を設けて主として児童を対象として射幸心をそそる虞のある遊技をさせるもの。

(申請及び届出の手続)

第二条

法及びこの条例の規定により、茨城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出する申請書及び届書は、正副二通とし、営業所(露天で営業を行う遊技場又は遊戯所にあつては、その主な営業地)の所在地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)を経由しなければならない。

2

前項の申請書及び届書には、申請者又は届出者が未成年者又は禁治産者であるときはその法定代理人が、準禁治産者であるときはその保佐人が、連署しなければならない。

(管理者の選定)

第三条

法第二条第一項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて風俗営業を営む者(以下「営業者」という。)は、自ら営業所を管理しないときは、その営業所の管理者を定めなければならない。

第二章 許可及び届出

(許可申請書類)

第四条

許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 営業者の本籍(外国人にあつては、国籍をいう。以下同じ。)、住所、氏名及び生年月日(法人の場合は、その名称、事務所の所在地、代表者及び業務を行う役員の住所、氏名及び生年月日、定款の写並びに登録簿の抄本)、管理者を定めるときは、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日

二 営業所の名称及び所在地

三 第一条の規定による営業種別(以下「営業種別」という。)(甲種喫茶店・バー及び乙種喫茶店・バーにあつては主な販売品の種目を、遊技場又は遊戯

イ 料亭

所にあつては遊技の種類及び方法並びに景品の種類及び提供方法を付記すること。

四 営業用家屋又は施設の平面図（各室の用途、面積及び構造設備を明示するとともに営業所の総面積を付記すること。）

五 営業所から百メートル以内の地域の略図

六 営業用家屋又は施設が他人の所有に属するときは、その使用権を疎明する書類

七 許可申請にかかる営業又は営業用家屋若しくは施設が、他の法令により許可を要するときは、当該法令に基く許可証等の写

（許可の条件）

第五条 公安委員会は、許可をする場合に、善良の風俗を害する行為を防止するため特に必要があると認めるときは、営業の方法、営業所の構造設備等について、条件を付けることができる。

（許可証）

第六条 公安委員会は、許可をするときは、許可証（様式第一号又は様式第二号）を交付しなければならない。

2 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は盗みとられたときは、直ちに公安委員会にその旨を届け出なければならない。

（許可証の再交付）

第七条 営業者が、許可証を亡失し、き損し、又は盗みとられたときは、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、その申請書に、営業種別、許可年月日、許可番号及び申請の理由を記載し、公安委員会に提出するものとする。この場合において、き損のための再交付の申請には、その許可証を添えなければならない。

（許可証の返納）

第八条 前二条の規定により、許可証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、十日以内に当該許可証を所轄警察署長を経由して公安委員会に返納しなければならない。

一 法第二条第三項の規定により許可が効力を失つたとき。

二 許可を取り消されたとき。

三 許可証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗みとられた許可証を回復するに至つたとき。

（許可更新営業の指定等）

第九条 法第二条第三項の規定により、一月ごとに許可の更新を受けなければならない営業を次のとおり指定する。

一 ぱちんこ遊技場

二 スマートボール遊技場

三 射的遊技場

2 法第二条第四項の規定による特別の事情がある場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六条の二第一項の規定による徴収猶予を受けたとき。

二 地方税法第二百二条の規定により国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第十二条の規定の例による滞納処分執行の停止又は同法第十二条の二の規定の例による滞納処分の執行の猶予を受けたとき。

三 災害その他やむを得ない理由によるとき。

（許可更新の手続）

第十条 法第二条第三項の規定による許可の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 営業種別並びに営業者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）

二 許可年月日及び許可番号

三 当該営業にかかる娯楽施設利用税の納税済証（現に当該営業者にその納付すべき娯楽施設利用税がないか若しくは納期前である場合を除く。）又は滞納にかかる娯楽施設利用税について前条第二項各号の一に該当するものであるときは、その旨を証する書類

（許可事項の変更）

第十一条 営業者は、営業種別の変更（遊技場又は戯遊所にあつては、遊技の種類又は方法の変更を含む。）又は営業所の増改築その他許可の前提となつた主

要な部分の変更をしようとするときは、第四条の手續に準じ、その部分について改めて許可を受けなければならない。営業者たる法人の代表者若しくは業務を行う役員を変更し、又は管理者を新たに設け、若しくは変更しようとするときも同様とする。

2 前項の許可の申請は、許可証を添えてしなければならない。

(営業開始届)

第十二条 許可を受けた者(前条の規定により改めて許可を受けた者を含む。)は、その営業を開始しようとするときは、公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(届出事項)

第十三条 営業者(第五号の場合にあつては、同居の親族、法定代理人、保佐人若しくは管理者又は清算人)は、次の各号の一に該当するときは、その理由の生じた日から十日以内に公安委員会にその旨を届け出なければならない。

一 営業者若しくは管理者の本籍、住所又は氏名(法人の場合は、その名称、事務所の所在地、代表者若しくは業務を行う役員の住所若しくは氏名又は定款)又は営業所の名称に変更を生じたとき。

二 法定代理人又は保佐人の異動若しくは新たな選任又はその住所若しくは氏名に変更を生じたとき。

三 管理者を廃止したとき。

四 廃業したとき。

五 営業者が死亡(法人にあつては解散)したとき。

六 三十日以上継続して休業するとき。

2 前項の届出は、許可証を添えてしなければならない。

(許可の取消)

第十四条 公安委員会は、営業者が次の各号の一に該当するときは、営業の許可を取り消すことができる。

一 正当の理由がなく許可の日から六月以内に開業しないとき。

二 正当な理由がなく六月以上継続して休業したとき。

三 三月以上所在不明のとき。

第三章 許可の基準

(人に関する許可の基準)

第十五条 公安委員会は、許可を受けようとする者が、次の各号の一に該当するときは、許可をしてはならない。

一 わいせつ、かんいん、と博その他風俗に関する罪を犯して懲役以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過していない者

二 わいせつ、かんいん、と博その他風俗に関する罪を犯して罰金の刑に処せられた日から一年を経過していない者

三 法第四条の規定により許可を取り消された日から三年を経過していない者

四 同居の親族又は法定代理人若しくは保佐人のうちに前各号の一に該当する者がある者

五 法人である場合においては、その業務を行う役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者がある者

六 第一号から第三号までの一に該当する管理者を置く者

(場所に関する許可の基準)

第十六条 公安委員会は、営業の場所が、学校、児童福祉施設、病院等の敷地から百メートル以内の場所であつて善良の風俗保持上いちじるしく支障があると認められるときは、許可をしてはならない。

(構造設備等に関する許可の基準)

第十七条 公安委員会は、営業所の構造設備等がこの条例に定める基準に適合しないときは、許可をしてはならない。

(公安委員会の認定)

第十八条 公安委員会は、第十五条から前条までの規定に該当する場合においても、条件を付けることにより、善良の風俗を害する虞がないと認めたときは、許可をすることができる。

第四章 構造設備の基準

(構造の基準)

第十九条 営業所の構造は、次の各号によらなければならない。

一 料亭の客室は、一室の面積がおおむね七・四平方メートル以上で、延面積

が二十二・二平方メートル以上であること。

二 料理店の客室は、一室の面積がおおむね七・四平方メートル以上で、延面積が十四・八平方メートル以上であること。

三 カフェーの客室は、一室の面積がおおむね十六・五平方メートル以上であること。

四 簡易料理店の客室は、一室限りとし、その面積は、洋風のものに於ては十六・五平方メートル未満とし、和風のものに於ては十四・八平方メートル未満とすること。

五 キヤバレー及びナイトクラブの客室は、一室の面積がおおむね四十九・五平方メートル以上とし、踊り場の有効面積は、おおむねその二分の一以上であること。

六 ダンスホール及びダンス教授所の踊り場の一室の有効面積は、ダンスホールに於てはおおむね四十九・五平方メートル以上、ダンス教授所に於てはおおむね三十三平方メートル以上とすること。

七 甲種喫茶店・バーの客室は、一室の面積が五平方メートルをこえるものとする。

(設備の基準)

第二十条 営業所の設備は、次の各号によらなければならない。

一 善良の風俗を害する虞のある絵画、写真、彫刻、広告物、装飾、その他の設備をしないこと。

二 客室に就寝施設又はこれに類するものを設けないこと。

三 客室に施錠の設備をしないこと。

四 客室及び客席は、営業所の外部から見とおすことができないように設備すること。ただし、第一条第七号に属する営業は、この限りでない。

五 客室の内部には見とおしを妨げるようなカーテン等の設備をしないこと。

六 第一条第二号及び第五号から第七号までに属する営業に於ては、踊り場の設備をしないこと。

七 第一条第二号に属する営業のうち料亭及び料理店は客室ごとに専用の浴室又は便所の設備をしないこと。

八 照明設備は、法第一条第五号の規定に基く総理府令で定めるところにより、又はこれに準ずる方法で計つた客席又は踊り場における照度を五ルクス（未点灯地域に於ては、一ルクス）以上の照度（第一条第四号、第六号及び第七号に属する営業に於ては十ルクス（未点灯地域における当該営業に於ては、三ルクス）をこえる照度）に保ち得るものであること。

九 音楽の演奏等をするものにおいては、近隣に迷惑を及ぼさないよう必要な防音装置をすること。

十 第一条第七号に属する営業においては、いちじるしく射幸心をそそのめる虞があるか、又は危険を及ぼす虞がある設備をし、又は器具を用いないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、善良の風俗を保持するために特に必要があると認めて公安委員会が茨城県公安委員会規則（以下「規則」という。）で定めた設備を設けないこと。

第五章 営業の基準

(名義貸の禁止)

第二十一条 営業者は、自己の名義をもつて、他人に営業を営ませてはならない。

(兼業の禁止)

第二十二条 営業者は、同一施設内において、次の各号の一に該当する営業を兼ね、又は次の各号の一に該当する営業と併置してはならない。ただし、それぞれの構造設備が明確に区分されている場合、又は営業の場所が温泉地、へき地等にある場合であつて、公安委員会が善良の風俗を害する虞がないと認めたときは、この限りでない。

一 第一条各号に掲げる他の営業

二 旅館業

三 浴場業

(営業時間)

第二十三条 営業者は、次の各号に掲げる時間以外の時間において営業をしてはならない。ただし、規則の定めるところによりあらかじめ所轄警察署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 キヤバレー、料亭、料理店、カフェー、簡易料理店、ナイトクラブ、甲種

喫茶店・バー及び乙種喫茶店・バーにあつては、午前八時から午後十一時までの間

二 ダンスホール、ダンス教授所及び遊技場にあつては、午前八時から午後十時までの間

三 遊戯所にあつては、午前八時から午後八時までの間

(許可の表示)

第二十四条 営業者は、営業所の店頭その他見やすいところに、許可を受けたことを証する標識(様式第三号又は様式第四号)を掲示しなければならない。

(従業者の制限)

第二十五条 営業者は、次の各号の一に該当する者を営業に従事させてはならない。

一 十八才未満の者。ただし、直接客の接待をしない業務に従事させる場合を除く。

二 風俗を害する虞が明らかな者

2 営業者は、他人を営業に従事させようとするときは、その者が前項第一号に該当しない者であることが明らかである場合を除き、戸籍抄本その他の証明書等により年令を確認しなければならない。

3 ダンス教授所のダンス教師は、規則の定めるところにより公安委員会の認定を受けた者でなければならない。

(従業者名簿)

第二十六条 営業者は、使用人その他営業に従事する者(以下「従業者」という。)を置く場合は、営業所に従業者名簿(様式第五号)を備えて、所定の事項を記載し、異動のつど、すみやかに訂正しておかなければならない。

第六章 営業行為の基準

(営業者の遵守事項)

第二十七条 営業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 従業者の負担で営業者の指定する服装をさせないこと。
- 二 客の飲食代金の未払等を従業者に転嫁しないこと。
- 三 従業者に売上競争をさせないこと。

四 料金及び税額を客の見やすいところに掲示すること。

2 営業者は、営業所において当該営業の通常の営業方法によらないで営業しようとするときは、規則の定めるところにより所轄警察署長の承認を受けなければならない。

(営業者及び従業者の遵守事項)

第二十八条 営業者及び従業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 営業所(遊戯所を除く。)に十八才未満(主として酒類を提供する営業にあつては、二十才未満)の者を客として入れないこと及びその旨を営業所の店頭その他見やすいところに掲示すること。

二 客引をし、又はさせないこと。

三 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。

四 人声、楽器その他の音を異常に大きくして近隣に迷惑をかける行為をし、又はさせないこと。

五 照明は、第二十条第八号に定める照度を保つこと。

六 営業所に客を宿泊さないこと。

七 客の求めない飲食物を提供し、又はさせないこと。

八 料亭、キャバレー及びナイトクラブのほかは、前条第二項の規定により所轄警察署長の承認を受けた場合を除き、営業所でショーの類をし、又はさせないこと。

九 ダンスホール、ダンス教授所、遊技場及び遊戯所においては、客に飲食をさせないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、許可にあつて公安委員会が付した条件(業種による特別遵守事項)

第二十九条 キャバレー、ナイトクラブ及びダンスホールの営業者及び従業者は、

前二条の規定によるほか、踊り場の有効面積六・六平方メートルにつき三組をこえてダンスをさせてはならない。

2 ダンス教授所の営業者及び従業者は、前二条の規定によるほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 第二十五条第三項の規定により公安委員会の認定を受けたダンス教師（以下「ダンス教師」という。）以外の者をしてダンスの指導に従事させないこと。

二 ダンス教師の付添指導によらないでダンスをさせないこと。

三 営業所の見やすいところに教授規則を掲示すること。

3 遊技場及び遊戯所の営業者及び従業者は、前二条の規定によるほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 いちじるしく射幸心をそそる虞のある方法で営業しないこと。

二 と博その他いちじるしく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

三 客に提供した景品を買いとり、又は買いとらせないこと。

四 遊技料金及び景品の最高額並びに景品の種類は、規則の定めるところによること。

五 現金、有価証券その他これに類するものを景品として提供しないこと。

六 第三者の行為により勝敗又は景品の得失を定めないこと。

七 露天で遊技場又は遊戯所の営業を行う者は、営業中は許可証及び遊技の種類、方法又は施設の概要等を記載した書類を携帯すること。

第七章 飲食店営業の深夜における業態についての制限

（遵守事項）

第三十条 法第四条の二第一項に規定する飲食店営業を営む者及びその営業に従事する者は、深夜において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 正当な理由がある場合のほか、営業所に十八才未満（主として酒類を提供する営業にあつては、二十才未満）の者を入れないこと。

二 客引をし、又はさせないこと。

三 善良の風俗を害する虞のある絵画、写真、彫刻、広告物その他の装飾物を掲出しないこと。

四 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。

五 人声、楽器その他の音を異常に大きくして近隣に迷惑をかける行為をし、

又はさせないこと。

六 営業所でダンス、シヨウ、楽器による演奏、競技その他興業の類をし、又はさせないこと。

七 営業所に客を宿泊させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。

八 料金及び税額を客の見やすいところに表示すること。

九 客の求めない飲食物を提供し、又はさせないこと。

十 客室に施錠をし、又はさせないこと。

十一 照度は、法第一条第五号の規定に基く総理府令で定めるところにより計つた客席における照度を常に二十ルクス（未点灯地域にあつては、三ルクス）をこえる照度に保つこと。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、風俗営業取締法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第二号以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過規定）

2 この条例の施行の際、現に改正前の法第二条第一項の規定による許可を受けている者は、それぞれの業態に応じ改正法による改正後の法第二条第一項の規定により第一条各号に掲げるいずれかの営業の許可を受けたものとみなす。

3 改正法附則第二項により許可を受けたものとみなされた者は、改正法の施行の日から起算して三十日以内に、この条例の定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。

4 この条例の施行の際、現に改正前の風俗営業取締法施行条例（以下「旧条例」という。）の規定により、公安委員会が行つた許可の取消、停止その他の処分又は警察署長が行つた承認で、現にその効力を有するものは、この条例の規定により公安委員会が行つた許可の取消、停止その他の処分又は警察署長が行つた承認とみなす。

5 この条例の施行前に旧条例の規定に違反したことを理由とする許可の取消、停止その他の処分については、この条例に当該規定に該当する規定がない場合

であつても、なお従前の例によることができる。

6 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により、公安委員会又は警察署長に對してなされた許可の申請、届出その他の手続は、この条例の規定により、それぞれ公安委員会又は警察署長に對してなされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

(関係条例の一部改正)

7 茨城県保安警察関係手数料条例(昭和二十九年茨城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(風俗営業等取締法関係手数料)

第六条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項の規定による許可(風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年茨城県条例第一号)第十一条第一項の規定による変更の許可を含む。)又は同条第三項の規定による更新の許可を受けようとする者は、一件につき左表に掲げる金額の手数料を納付しなければならない。

営業種別	手数料	許可手数料	変更許可手数料	許可更新手数料
第一号に属する営業	料 料 料理店 カフェー 簡易料理店	千円 千円 千円 千円 五百円	三百円 三百円 三百円 三百円 二百円	
第二号に属する営業	ナイトクラブ	千円	三百円	
第三号に属する営業	ダンスホール	千円	三百円	
第四号に属する営業	ダンス教授所	千円	三百円	
第五号に属する営業	甲種喫茶店・バー	五百円	二百円	
第六号に属する営業	乙種喫茶店・バー	五百円	二百円	
第七号に属する営業	遊技場 遊戯所	五百円 五百円	二百円 二百円	一月更新のもの 五十円 三月更新のもの 百円

表

風俗營業許可証

年 月 日生

営業所の所在地

名称

管 理 者 住 所

氏名・生年月日

年 月 日生

營業所の

階
数

階
数

階
数

ホ

1

平方メートル

トル

トル

トル

階
数

階
数

階
数

之 相
行 道

トル

トル	
----	--

トル

右のとおり風俗營業を許可する。

年
月
日

茨城県公安委員会印

裏

備考欄

注 1 法人の場合は、その名称、事務所の所在地、代表者の氏名及び生年月日を記載すること。
2 備考欄には、許可の条件、許可事項の変更その他休業期間等必要な事項を記載すること。

様式第二号 (第一条第七号の営業)
表

設 構 業 所 の 備 造		() 第 号		風 俗 営 業 許 可 証		本 (国) 籍		住 所	氏 名	年 月 日 生
		営 業 の 種 別	営 業 所 の 所 在 地	名 称	本 (国) 籍	住 所	氏 名・生年月日			
遊技機の型式	同上名称	台数	景品の種類							

右のとおり風俗営業を許可する。

年 月 日

茨城県公安委員会 印

裏

備考欄

更新年月日

公安委員会印

更新年月日

公安委員会印

更新年月日

公安委員会印

注

1 法人の場合は、その名称、事務所の所在地、代表者の氏名及び生年月日を記載すること。
2 備考欄には、許可の条件、許可事項の変更その他休業期間等必要な事項を記載すること。

様式第三号（料亭、料理店、簡易料理店、甲種喫茶店・バー、乙種喫茶店・バー、遊技場及び遊戯所）

↑ 三十センチメートル ↓

第 号

営業所の所在地

営業種別（ ）

氏

名

警察署 印

注

1 第号のところに、許可の番号を記入すること。
2 営業種別の下（ ）には、名称を記入すること。
3 法人の場合は、代表者の氏名を記載すること。
4 警察署印は、焼印を用いること。

注 1 第 号のところに、許可の番号を記入すること。

2 営業種別の協の（ ）内には、名称を記入すること。

3 法人の場合は、代表者の氏名を記載すること。

4 警察署印は、焼印を用いること。

様式第五号 (従業者名簿)									
本	(国)		籍						
住所(又は前住所)									
氏名・生年月日			年		月		日生		
通称(呼び名)									
雇入年月日			年		月		日		
就業前の職業									
通勤又は住込の別									
配偶者の有無									
年令等の確認方法									
備考									

茨城県水戸市北三軒町一四番地の四
印刷所 茨城県印刷所